

(保) 様式第4号についての記入上、提出上の注意事項

【記入上の注意】

- 1 この様式において標題中、今回の申請に該当するところを○で囲んでください。(例 設置費及び運営費の支給申請を行う場合は標題の「設置費」と「運営費」を○で囲んでください。)
- 2 この様式において、運営費の支給申請を行う場合は、該当する運営形態を○で囲んでください。
- 3 申請者が、単独事業主又は共同事業主を構成する事業主の場合は、その事業主の企業名及び代表者職氏名を、事業主団体の場合は、登記簿等に記載している団体名及び代表者職氏名を記入し、押印してください。
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名・押印等を、下欄に申請に係る事業主の住所、名称及び氏名(事業主等が法人である場合には、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の職・氏名。以下同じ。押印不要)を記入してください。併せて、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出が必要です。
なお、社会保険労務士が、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項又は第16条の3の規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として申請する場合には、上欄に支給申請に係る事業主等の住所、名称及び氏名を記名・押印又は署名を行うことに加え、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、下欄に社会保険労務士の名称を冠して記名・押印又は署名を行ってください。
- 4 「認定番号」欄及び「認定年月日」欄は、認定番号及び認定年月日を記入してください。初回の計画認定後計画の変更認定を受けている場合は、初回の認定番号及び認定年月日に加え、直近の変更認定番号及び変更認定年月日を記入してください。
- 5 申請者の(1)欄については、事業主全体について記入してください。
 - (1)①欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、支給申請事業主の企業全体で常時雇用している労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。
 - (2)②欄は、いわゆる払込み済資本額を記入してください。
 - (3)③欄は、()内に日本標準産業分類の大分類を記入するとともに、支給申請事業主の主な事業内容を別表【日本標準産業分類による業種区分表】により選択してください(エ その他の場合は()内に具体的な業種を記入してください。)
 - (4)④欄は、支給申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
 - (5)申請者の(2)④欄は、「有」、「無」の該当項目を○で囲み、有の場合、(保)様式第4号別紙を提出してください。
- 6 2欄「保育施設の概要」について
 - (1)「③乳幼児定員」は、認定を受けた計画の定員を記入し、「④現在の乳幼児数」は、4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分し、支給対象期間における1日平均保育乳幼児数を記入してください。定員増に伴う増築費の申請の場合は、()内に既存の保育施設の定員を記入してください。
 - (2)「⑤学童保育の実施」は、「有」「無」の該当項目を○で囲み、学童保育を実施する人数を記入してください。
 - (3)「⑥職員数」は、常時配置している職員数を記入してください。また、保健師、看護師又は准看護師をいずれか1人に限って保育士とみなす場合、みなし保育士の欄の該当項目を○で囲んでください。
 - (4)「⑥職員数」の「看護師」は、「運営形態(体調不良児対応)」又は「体調不調児対応型運営」に伴う運営費を申請する場合に記入してください。また、「その他の職員」は、調理師、栄養士、事務員等を指します。
 - (5)「⑦施設の構造」の「主要な部分の構造」は、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、金属造、木造等の区分を記入してください。「処分制限期間」は、主要な部分の構造に対応する「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号)」に定める処分制限期間を記入してください。
 - (6)「⑨施設の延面積」の上段には、運営開始された施設の延面積を記入してください。「内訳」の「調理室(調理設備)」の欄は、定員19人以下の事業所内保育施設であって調理設備を設ける場合は、調理設備を設ける部屋の面積を記入してください。
定員増若しくは安静室増築又は建て替えに伴う増築費申請の場合は、()内に既存の保育施設の面積を記入してください。
 - (7)「⑩保育時間」は、利用規約等で定められた施設の開始及び終了時間(延長保育時間を含む。)を記入し、()内の「ア」に延べ時間数を記入してください。体調不良児への対応は、「有」「無」の該当項目を○で囲んでください。
なお、運営費が時間延長型運営及び深夜延長型運営の支給申請の場合は、「イ」、「ウ」の該当項目を○で囲み、その時間数を()内に記入してください。
 - (8)「⑪保育料の徴収月(日)額」は、「月額」「日額」の該当項目を○で囲み、保育料を記入してください。

- (9) 「⑫所定労働時間」は、1欄の①に記入した事業所における所定労働時間を記入してください。
- (10) 「⑬運営開始(再開)年月日」は、事後認定事業主等が運営する施設については「運営計画の認定日」を記入してください。

7 3欄「設置費・増築費」について

- (1) 「①工事等の概要」の「購入の相手方が、事業主等の代表者又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び親族)へ該当する。」は、該当する項目を○で囲んでください。
- (2) 「①工事等の概要」の「施設の敷地の状況」の「面積」は、当該保育施設の敷地面積を記入してください。
- (3) 「①工事等の概要」の「施設の建築面積」は、当該保育施設の建築面積を記入してください。
- (4) 「②工事の総費用」の金額欄は、事業主負担分のみの経費を記載してください。
- (5) 事業所内保育施設が建物の一部にある場合、「②工事の総費用」のイ欄は、事業所内保育施設の工事費用を記載してください。なお、建物全体の工事と同じ時期に事業所内保育施設の工事を行う場合、建物全体の工事費用を、「②工事の総費用」のア欄に記載してください。
- (6) ウ欄は、該当する項目を○で囲んでください。

8 4欄「運営費」について

- (1) 「①支給対象期間」の「ア 運営開始日(運営再開日)」は、当該保育施設において助成金の対象となる運営を開始した日(事後認定事業主等が運営する施設については「運営計画の認定日」)を記入してください。
- (1) 支給対象期間が5年の場合、「①支給対象期間」の「イー1 5年を経過する日」に、アから起算して5年を経過する日を記入してください。
支給対象期間が10年の場合、「①支給対象期間」の「イー2 10年を経過する日」に、アから起算して10年を経過する日を記入してください。
ただし、過去に、国、財団法人 21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金、財団法人 21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費又は運営費を受給し、支給対象期間(5年間)を経過した事業主等は、「イー2 10年を経過する日」に、支給対象期間が終了する日を記入してください。
- (2) 「②今回の支給申請に係る対象期間」は、1月申請の場合、1月1日から12月31日までの間、7月申請の場合、前年の7月1日から6月30日までの間で、当該保育施設を運営した期間を「ア 運営形態(通常対応)」、「イ 運営形態(体調不良児対応)」、「ウ 通常型運営」、「エ 時間延長型運営」、「オ 深夜延長型運営」、「カ 体調不良児対応型運営」の種類別に記入してください。
- (3) 「③今回の支給申請に係る運営費」は、ア欄は運営形態にかかわらず全ての事業主が記入し、「A 専任の保育士の賃金」、「B 専任の研修修了者の賃金」、及び「C 賃借料」の各欄に金額を記入してください。
なお、「イ 運営形態(体調不良児対応)」、「カ 体調不良児対応型運営」の場合は、「専任の看護師の賃金」欄にも負担額を記入してください。共同事業主の場合は各欄の上段に全体の金額を、()内に申請者の負担額をそれぞれ記入してください。

9 7欄から10欄は、単独事業主又は共同事業主の場合は1欄に記載した事業所について、事業主団体の場合は当該事業主団体について記入してください。

10 7欄の①は、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、②は、同法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を、労働協約又は就業規則に定め、実施しているものをいいます。

11 8欄は、次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を策定し、その旨を都道府県労働局長に届出ており、かつ当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じているかの有無を記入してください。なお、「無」の場合は支給できません。

12 9欄は、助成金の対象となる事業所内保育施設と同一の施設において、同一の建築・増築・建て替え・購入に係る費用、同一の運営期間に係る費用について、他の助成金等を受給している又は受給予定の場合、有を○で囲んでください。

13 10欄は次の内容を参考に記入してください。

- (1) (1)の「労働保険料」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条第1項第1号に定める一般保険料をいいます。滞納がある場合、有を○で囲んでください。
- (2) (2)の「雇用保険二事業に係る各種給付金等」とは、雇用保険法第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金等をいいます。不支給措置がとられている場合、有を○で囲んでください。

【提出上の注意】

1 この申請書は、

- (1) 事業所内保育施設の設置費(増築費)について申請する場合は、設置・運営計画(増築計画)の認定を受けた日の翌日から起算して1年以内に当該保育施設を設置(増築又は建て替え)し、かつ、運営を開始(再開)し、運営開始(再開)日が、①1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日まで、②7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日までに、当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。
- (2) 運営費について申請する場合は、設置・運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して1年以内又は運営計画の認定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に当該保育施設の運営を開始し、運営開始日が、①1月1日から6月末日までである場合は、前年の7月1日から6月末日までのうちの申請対象期間について、7月1日から7月末日までに、②運営開始日が、7月1日から12月末日までである場合は、1月1日から12月末日までのうちの申請対象期間について、翌年の1月1日から1月末日までに、当該保育施設を所管する事業所の所在地を担当する労働局長に提出してください。
- なお、申請者が代理人の場合は、事業主の委任状(写し)を添付してください。

2 共同事業主の場合は、その共同する事業主各々が作成した申請書等を一括して提出してください。

3 この申請書には、記載事項を明らかにする書類を添付する必要があります。

共同事業主の場合は、その共同する事業主のうちいずれか1事業主が添付書類を添付していれば、他の共同する事業主は、以下を除き添付する必要はありません。

- (1) 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を規定した労働協約(写し)又は就業規則(写)
- (2) 支給要件確認申立書

なお、既に当該申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更のない場合においては、「労働協約(写し)又は就業規則(写し)」について再度の提出は必要ありません。

【日本標準産業分類(平成21年3月23日付け総務省告示第175号)による業種区分表】

業種	該当分類項目	業種	該当分類項目
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)	サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)		大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業)(中分類81, 82) 大分類P(医療、福祉)(中分類83~85) 大分類Q(複合サービス事業)(中分類86, 87) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)(中分類88~96)
製造業 その他	上記以外のすべて		

※1 大分類の記入に当たっては、卸売業「I1」、小売業「I2」、サービス業の医療「P1」、福祉「P2」としてしてください。